

山武郡市環境衛生組合 制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 の要領は、山武郡市環境衛生組合が発注する建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の買入れ、物品の借入れ及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、山武郡市環境衛生組合財務規則（昭和62年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 制限付き一般競争入札の対象とする事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負で設計金額が200万円を超えるもの
- (2) 財産の買入で設計金額が150万円を超えるもの
- (3) 物件の借入で設計金額が80万円を超えるもの
- (4) 財産の売払いで設計金額が50万円を超えるもの
- (5) 物件の貸付けで設計金額が30万円を超えるもの
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもので設計金額が100万円を超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令の規定により指名競争入札又は随意契約による場合は、この限りでない。

(入札参加者の資格要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 組合の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (2) 組合の指名停止措置を受けている者
- (3) 組合の暴力団対策措置要綱に基づく措置の対象となっている者
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けている者又はこれに準ずる信用不安が認められる者

2 前項に定めるもののほか、個別の入札案件に応じ必要な資格要件を定めることができる。

(資格要件の設定)

第4条 入札案件ごとの資格要件は、組合における所定の審査手続を経て管理者が定めるものとする。

(入札の公告)

第5条 管理者は、制限付き一般競争入札を行うときは、組合ホームページその他適切な方法により公告するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 入札に参加しようとする者に対し、設計図書等を公告の日から指定する日まで閲覧に供するとともに、必要に応じて組合ホームページに掲載するものとする。

(質問及び回答)

第7条 入札案件に関する質問は、書面により提出させるものとする。

2 前項の質問に対する回答は、指定する期限までに適切な方法により行うものとする。

(現場説明会)

第8条 現場説明会は原則として行わない。ただし、必要があると認める場合はこの限りでない。

(入札参加申込)

第9条 入札に参加を希望する者は、公告で定める期日までに入札参加申込書を提出しなければならない。

2 入札参加申込後に辞退する場合は、開札までに入札辞退届を提出しなければならない。

(入札方法)

第10条 入札は、持参又は郵送により行うものとし、その方法は公告において定める。

2 提出した入札書の書換え又は引換えは認めない。

(再度入札)

第10条の2 開札した場合において、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約担当者が指定する日時において再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加した者であって、有効な入札をしたものとする。

(入札回数)

第11条 入札の回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。

(入札の有効)

第11条の2 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた入札を有効とする。

(落札候補者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、最も低い価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 前項の場合において、同額の入札があったときは、くじにより落札候補者を決定する。

(入札参加資格の確認)

第13条 管理者は、入札に参加しようとする者に対し、あらかじめ必要な資格確認書類の提出を求め、その資格の有無を確認するものとする。

2 前項の確認の結果、資格要件を満たしていると認めた者のみを入札に参加させるものとする。

3 管理者は、前項の確認結果を申請者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第14条 前条の規定により入札参加資格を有すると認められた者のうち、予定価格の範囲内で最も有利な価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(入札結果の公表)

第15条 入札結果は、落札者の決定後、組合ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(秘密の保持)

第16条 入札参加資格確認のために提出された書類は、返却せず、かつ公表しないものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。